

育成就労計画審査基準
宿泊分野（宿泊業務区分）／ 主たる技能：宿泊

技能の定義	宿泊施設における、宿泊、飲食、会合等での施設の利用客に対する、フロント、企画広報、接客、レストランサービス、安全衛生のための業務を行うための技能をいう。	
必須業務	1 年目	2 年目、3 年目
	1 フロント業務補助 ①到着時、出発時の送迎 ②手伝いを必要とする利用客への対応 2 接客業務補助 ①利用客への挨拶 ②客室への注文品の配送・提供 ③荷物の預かりと返却 3 レストランサービス業務補助 ①会場の清掃と準備 ②テーブルセッティング ③注文の受付（アレルギーの有無を上司に確認） ④料理の提供（手消毒を含む。） ⑤飲物の提供（手消毒を含む。） ⑥食器類の後片付け	1 フロント業務 ①到着時、出発時の送迎 ②手伝いを必要とする利用客への対応 ③チェックイン・チェックアウト作業補助 ④精算 2 企画・広報業務 ①キャンペーン・特別プランの立案 ②館内案内チラシの作成 ③HP、SNS等による情報発信 3 接客業務 ①利用客への挨拶 ②客室への注文品の配送・提供 ③荷物の預かりと返却 ④館内・周辺施設の案内 4 レストランサービス業務 ①会場の清掃と準備 ②テーブルセッティング ③注文の受付（アレルギーの有無を利用客に確認し、その有無を上司に報告） ④料理の提供（手消毒を含む。） ⑤飲物の提供（手消毒を含む。） ⑥食器類の後片付け
安全衛生業務	①雇入れ時等の安全衛生教育 ②宿泊分野に必要な整理整頓 ③宿泊分野の館内及び敷地内の安全確認 ④宿泊分野における事故・疾病予防 ⑤異常時の応急措置を習得するための作業 ⑥労働衛生上の有害性を防止するための作業	
その他従事する業務の例	（１）宿泊区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①ポーター ②車の誘導 ③ドアの開閉 ④客室への案内 （２）宿泊業務区分に関連する業務 ⑤客室の清掃・整備作業 ⑥食器洗浄作業 ⑦備品補充 ⑧物販対応 ⑨忘れ物管理 ⑩宅配便発送手続き ※（２）の業務は付随的に従事することが可能です。	

育成就労計画審査基準
宿泊分野（宿泊業務区分）／ 主たる技能：宿泊

使用する素材、材料等 （該当するものを選択すること。）	『使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）』に記載のとおり
使用する機械、器具等 （該当するものを選択すること。）	1 主な設備（場所） ①ロビー、玄関 ②フロント ③客室 ④通路 ⑤エレベーター ⑥階段 ⑦調理場 ⑧事務所 ⑨宴会場 ⑩レストラン 2 主な器具 ①車椅子 ②トレイ ③ティーポット、ティーカップ、スプーン ④テーブル、椅子 ⑤ほうき、ちりとり、掃除機 ⑥ダスター ⑦皿、グラス ⑧メニュー ⑨ナイフ、フォーク、箸 ⑩レジストレーションカード ⑪荷札 ⑫クロス ⑬注文伝票 ⑭消火器 ⑮ルームキー 3 主な資材 ①せっけん ②衛生消耗品 ③アルコール消毒液 ④ビニール手袋 ⑤マスク、キャップ ⑥制服 ⑦観光パンフレット、地図 4 主な機械 ①パソコン ②クレジットカードリーダー ③キャッシャー、電卓 ④データ入力端末 ⑤コピー機 ⑥プリンター ⑦カメラ
製品等の例 （該当するものを選択すること。）	宿泊施設における、宿泊、飲食、会合等での施設の利用客に対するサービス